愛知県蒲郡市一色町
西ノ谷　二三番　一号及び六号
西山　一〇一番一　二号
九九番一　三号
九三番一　四号
狭間　六番　五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
羽石沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第二千四百九十四号に掲げる土地の区域を除く。）
愛知県新城市愛郷
字平沢　五八番一　一号
五八番二　二号
字羽石　二番一　三号
一二番　四号
一四番　五号
一七番二　六号

○国土交通省告示第四百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大津恵川左支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県庄原市川北町大字重行一五三七番地内四等三角点秋国を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一三七度二三分五四秒
九六七・七九六メートルの地点　一号
標柱一号から一一七度三五分〇四秒
二六・七〇八メートルの地点　二号
標柱二号から九一度二九分〇〇秒
四〇・五二〇メートルの地点　三号
標柱三号から一二三度〇七分〇九秒
一〇三・三二九メートルの地点　四号
標柱四号から一〇九度五二分三八秒
一五四・七五九メートルの地点　五号
標柱五号から一三三度五〇分一二秒
三六・九七七メートルの地点　六号
標柱六号から一五三度三八分二四秒
六七・六七四メートルの地点　七号
標柱七号から一四〇度三一分五四秒
一二八・五八六メートルの地点　八号
標柱八号から二四〇度一三分二九秒
八・三六五メートルの地点　九号
標柱九号から三〇五度五五分一五秒
九五・六四三メートルの地点　十号
標柱十号から三二六度三八分一一秒
一〇二・四七四メートルの地点　十一号
標柱十一号から二八三度五八分四四秒
一一五・六五七メートルの地点　十二号
標柱十二号から二八二度一〇分三二秒
八七・七三七メートルの地点　十三号
標柱十三号から二八二度四八分二三秒
九六・九四八メートルの地点　十四号
標柱十四号から一一度五六分四七秒
八七・六七三メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九六度四〇分五四秒
二四・八三三メートルの地点　十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥岩見谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県庄原市西城町中野六二二番四地内電子基準点西城を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二四三度二四分二五秒
五七五三・一四六メートルの地点　一号
標柱一号から三〇七度〇一分一〇秒
六二・一五一メートルの地点　二号
標柱二号から三四四度四六分三〇秒
九七・三七七メートルの地点　三号
標柱三号から二八九度〇九分三〇秒
二三・〇九一メートルの地点　四号
標柱四号から三一二度四二分三四秒
一八・一五二メートルの地点　五号
標柱五号から三四一度〇六分五六秒
一一・一二六メートルの地点　六号
標柱六号から三四七度〇八分二二秒
三三・〇八九メートルの地点　七号
標柱七号から三〇七度〇〇分〇七秒
一二三・五〇一メートルの地点　八号
標柱八号から七三度三〇分三六秒
八四・三三七メートルの地点　九号
標柱九号から一一二度三〇分二七秒
五〇・四九八メートルの地点　十号
標柱十号から一四二度五四分一三秒
二〇〇・〇一九メートルの地点　十一号
標柱十一号から一七九度〇七分四四秒
一三二・八七〇メートルの地点　十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八幡川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県江田島市大柿町大原字日之浦二二七六番一地内三等三角点東能美島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百二十二号及び平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から三二〇度〇七分三〇秒
七二・〇九五メートルの地点　一号
標柱一号から一五七度三六分〇一秒
六三・九六八メートルの地点　二号
標柱二号から二二七度五五分四九秒
六三・八七五メートルの地点　三号
標柱三号から一九二度三三分〇二秒
七六・三〇五メートルの地点　四号
標柱四号から二六七度〇九分〇六秒
八五・六九五メートルの地点　五号
標柱五号から十九度二五分四四秒
一一二・一三八メートルの地点　六号
標柱六号から三五九度五二分二三秒
八六・七九九メートルの地点　七号
標柱七号から五三度一五分三六秒
二七・〇七〇メートルの地点　八号

○国土交通省告示第四百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
清富西谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県美方郡新温泉町清富
字越浜　八一七番から八一九番まで
字観音山　八二〇番及び八二一番
八二三番
八二四番一
八二五番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県美方郡新温泉町
浜坂字小浜谷　七七五番一　一号及び五号
清富字越浜　七八一番一　二号
八一八番　三号及び四号

○国土交通省告示第四百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県佐用郡佐用町福沢
字大谷口　九七〇番二　一号
字大谷蔭　九三九番二七　二号
九三九番二〇　三号
九三九番一九　四号
九五六番　五号
九六一番　六号
字北谷　八一二番一九　七号
八一二番一六　八号
八一二番一五　九号
八一二番一四　十号